

許可・認定

条項（建築基準法）	内容	備考
第7条の6第1項 第18条第24項	検査済証の交付を受ける前における仮使用承認	本庁の所管する確認対象建築物を除く（表下 PDF を参照）
第43条第2項第1号 （旧第43条第1項ただし書き）	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定	
第44条第1項第2号	公衆便所等の道路内における建築許可	包括同意基準あり
第45条第1項 施行規則第8条第1項	私道の変更又は廃止	
第52条第10項	計画道路に係る容積率の特例許可	
第55条第3項第2号	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可	包括同意基準あり
第56条の2第1項ただし書き	日影による建築物の高さの特例許可	包括同意基準あり
第85条第3項	応急仮設建築物の存続期間延長に係る許可	
第85条第5項	仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可	
第86条の8第1項・第3項	既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の認定・変更認定	本庁の所管する確認対象建築物を除く（表下 PDF を参照）
第87条の2第1項・第2項	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更工事の全体計画の認定・変更認定	本庁の所管する確認対象建築物を除く（表下 PDF を参照）
第87条の3第3項	用途変更して災害救助用建築物又は公益的建築物としての使用許可	
第87条の3第5項	用途変更して興行場等としての使用許可	
施行令第131条の2第2項	都市計画道路又は予定道路を前面道路とみなす認定	
施行条例第24条第1項	建築物の敷地と道路との関係認定	本庁の所管する確認対象建築物を除く（表下 PDF を参照）
施行条例第27条第1項	倉庫等の出入り口と道路との関係認定	本庁の所管する確認対象建築物を除く（表下 PDF を参照）
施行条例第28条第1項	施行条例第24条第1項ただし書きの規定に基づく同条第2項、第25条第1項及び第26条第1項の敷地に対する認定	本庁の所管する確認対象建築物を除く（表下 PDF を参照）
施行細則第11条	設計変更等の承認	土木事務所長が行う許可に係るものに限る

※こちらの表は、土木事務所決裁に関するもののみを掲載しています。（参考）

※本庁の管轄する確認対象建築物は「本庁の所管する確認対象建築物（PDF）」をご確認ください。